

給与所得控除見直し

識者

評論

2018年度税制改正大綱において、税制改正の焦点である所得税改革として、20年1月から給与所得者（サラリーマン）の「給与所得控除」や年金受給者の「公的年金控除」を10万円引き下げるとともに、すべての納税者が受けられる「基礎控除」を10万円引き上げ、高所得者を増税する方針を盛り込んだ。

神奈川大学法学部教授

荻田 英人



になっているのか疑問が残る内容となった。特に、給与所得控除の性格、給与所得における必要経費は何かという点が不明確なまま改正がなされてきたことに問題がある。

給与所得控除の見直しの結果、年収850万円を超える給与所得者（約230万人、給与所得者の約4%）が増税となる

担保すべきなのに、増税策のために高所得者に負担が偏る流れは経済の活力を低下させる可能性もある。

また、公的年金控除も、年金以外に年1千万円以上の収入がある者の控除を縮小し、年金収入が1千万円を超える高額年金受給者の控除額に上限を設け、給与所得控除と公的年金控除の

の将来像が見えない状況で一部の高所得者に負担増をしわ寄せするやり方は、「取りやすいくところから取る」という批判は免れない。

また、給与所得に比べ、透明性が低い事業所得や農業所得の「クロヨン問題」を解消し、所得の捕捉率を高める施策と体制の整備をしないで、高所得者の

ることから、所得の多寡にかかわらず税負担の軽減額が一定になり、中立的な所得格差是正効果が大きい税額控除方式へ転換する必要がある。さらに、課税最低限以下の低所得者について、税額控除できない部分を還付する「給付付き税額控除」は、賃金補助機能を有するものであり、社会保障の一種として有効に機能する制度である。

税制全体の改革必要

一方、給与所得控除が受けられないフリーランスや自営業者は減税になり、約900億円の税

二重取りを防ぐこととしていく。

負担増だけでは公正であるということはできない。さらに、給与所得控除の引き下げは課税最低限の額を引き下げることになり、憲法25条において保障されている最低生活費を侵害するおそれがある。

減税となる。中・低所得の給与所得者は、給与所得控除の縮小分と基礎控除の増額分が相殺され増税とはならない。高所得者に多くの負担を求め、中・低所得を支える「所得の再分配」の機能を強化する狙いがある。しかし、税制の公平性・中立性を

しかし、所得税は抜本改革が避けられないといわれ続けてきたにもかかわらず、2017年度税制改正大綱において議論となった配偶者控除制度における夫婦控除の導入や、以前から問題となっていた所得控除から税額控除への転換など抜本改革が棚上げとなっている。税制全体

少なくとも、給与所得控除のあり方としては、所得控除方式では累進税率により高所得者ほど税負担の軽減効果が大きくな

よしだ・ひでと 筑波大学大学院修士。専門分野は会社法・税法・信託法。近著に「基本がわかる会社法」「信託の法制度と税制」「合同会社の法制度と税制（第2版）」（編著）など。